

ID: 110

担当部署: 民生部 国保年金課

処分の概要	出産育児一時金の支給		
例規名 根拠条項	十和田市国民健康保険条例 第5条第1項		
例規番号	平成17年条例第134号		
<p>【基準】</p> <p>第5条の規定による。 (出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対して、出産育児一時金として48万8,000円を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第2項において同じ。)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。</p>			
標準処理期間	60日		
備考			
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	令和6年4月1日

ID: 111

担当部署: 民生部 国保年金課

処分の概要	葬祭費の支給		
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市国民健康保険条例 第6条第1項		
例 規 番 号	平成17年条例第134号		
<p>【基準】</p> <p>第6条の規定による。 (葬祭費)</p> <p>第6条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として5万円を支給する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年 月 日